

学校いじめ防止基本方針

盛岡市立桜城小学校
(令和6年7月26日改訂)

1 いじめに対する基本姿勢

(1) いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは「どの学校、どの学級でも起こり得るもの」、「いつでもだれでもが被害者にも加害者にもなり得るもの」という基本認識に立ち、「人権尊重」や「人としての尊厳」を大切に慈しむうえで、誰もが向き合う課題としてとらえていく。

児童一人一人が、かけがえのない存在として、「生き生きとした学校生活を送る」権利主体であるということを強く受け止め、状況によっては、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、教職員が一丸となって、いじめのない学校づくりに組織的に取り組んでいく必要がある。

本校は、学校教育目標に掲げる「心の温かい思いやりのある人をめざして 自ら学び取る子 すすんで協力し合う子 ねばり強くやりぬく子」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組んでいく。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

(3) いじめの基本認識

- ア 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつこと。
- イ いじめられている児童の立場に立った親身の指導を行うこと。
- ウ いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
- エ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。
- オ 学校・家庭・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

2 いじめの防止のための取組

(1) 教職員による指導について

- ア 人間の尊厳という考え方にに基づき、一人一人の児童をかけがえのない存在として大切にすることを指導の基本とする。
- イ 児童と共に活動することを通して、児童と児童、児童と教師のふれあいと相互理解を図りながら、学級や学年、学校が児童の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障すると共に、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- ウ 自己有用感や自己肯定感、自尊感情を育むため、一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- エ 1時間1時間の授業の充実を図り、児童一人一人の学力を保障するとともに、学習に

対する達成感・成就感を味わわせる。

オ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

カ あらゆる教育活動の場において「いじめは絶対に許さない」という姿勢をもつ。

キ いじめの意義を共通理解し、どんな小さいいじめも初期段階から見過ごさない姿勢を共有する。

ク 保護者、地域住民及びその他の関係者と連携を図り、いじめ防止の活動に取り組む。

(2) 児童に培う力とその取組

ア 自他共にかけがえのない存在として互いに理解し合い、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心や生命尊重の心を育む。

イ 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童一人一人がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。

ウ 学級の諸問題について話し合って解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。

エ 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等をとおして、児童一人一人のセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

(3) 児童の主体的な取組

ア 児童会執行部による全体に向けた「いじめ防止標語・ポスター作成」「いじめのない学校づくり」の宣言

イ 児童会活動における「二言あいさつ」の取組

ウ 好ましい人間関係づくりをねらいとした学級活動や児童会行事、兄弟学級活動の取組

エ J R C 活動やボランティア活動の取組

(4) 教職員研修

いじめ防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止等に関する教職員の資質向上を図る。

ア いじめ問題への理解と対応にかかわる校内研修会

イ いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断

3 いじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止等を効果的に行うため、学校・家庭・地域がそれぞれの取組を進めるとともに、連携を図りながら、常に情報を共有し、いじめの未然防止・早期発見に努める。

(1) 校内いじめ防止対策委員会

定期的かつ臨時的に開催し、基本方針に基づく年間計画の作成や取組の推進、いじめが疑われる事案の情報共有や指導・支援体制等対応方針の決定、いじめの認知などを、組織的に実施できるようにする。

【開催】

・定例：月 1 回

・臨時：アンケートや相談などにより、いじめが疑われる事案が発生した場合

【構成】

・校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援教育コーディネーター、該当学年長、該当学級担任

※事案の態様によっては全職員が参加する。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、P T A 代表者、民生児童委員、その他関係機関が入る。

【組織】

・委員長は校長が務める。運営や取りまとめは、生徒指導主事が務める。

【周知】

・児童や保護者に、集会や総会、ホームページ等を通じて、役割等を周知する。

(2) PTA評議員会

学校と保護者間で、いじめ事案の情報や指導方針を共有し、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を推進する。

(3) 学校運営協議会

学校と地域の協働活動の一環として、いじめ事案の情報や指導方針を共有し、いじめ防止に向けた連携を強化する。

(4) 四者懇談会

学校、地域、保護者、同窓会が、いじめの問題を含めた教育課題について、情報共有をするとともに、それぞれの立場から意見を交流し、児童の健全育成につなげる。

4 いじめの早期発見のための取組

(1) いじめの早期発見のために

- ア いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。
- イ 日常の観察については、いじめ行為発見だけではなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。
- ウ いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、休み時間、放課後においても児童の様子に目を配るように努める。
- エ いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- オ 遊びやふざけ合いのように見えるいじめ、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- カ 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

(2) いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- ア 児童を対象としたアンケート調査 年3回（いじめアンケート、他にQ Uテスト等）
- イ 保護者を対象としたアンケート調査 年1回（11月）
- ウ 教育相談週間の実施 年3回（5月、11月、2月）アンケート実施後

(3) 相談窓口の紹介

いじめられている児童が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応については細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

本校におけるいじめの相談窓口を次のとおりとする。

- 日常のいじめ相談（子ども及び保護者）・・・ 全教職員
- スクールカウンセラーからの情報・・・ 特別支援教育コーディネーター
- 地域からのいじめ相談窓口・・・ 副校長
- インターネットを通じて行われるいじめ相談・・・ 副校長（盛岡東警察署）
- 盛岡市教育委員会教育相談室・・・ 019-651-7830
- 盛岡市子ども相談室・・・ 019-613-7520
- 24時間いじめ相談電話（県教委）・・・ 019-623-7830（24時間対応）
- ふれあい電話（盛岡教育事務所）・・・ 019-629-6745（平日の9時～17時）

5 いじめに対する措置

(1) いじめに対する措置の基本的な考え方

- ア いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- イ いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- ウ いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- エ 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

【いじめの態様（例）】

〔物理的な攻撃〕

- ア ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- イ 金品をたかられる。
- ウ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

〔心理的な攻撃〕

- ア 仲間はずれ、集団により無視をされる。
- イ 悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ウ 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- エ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

【認知の判断のポイント】

○被害児童にとっての、心理的又は物理的な影響の明確さ。

- ※ 表面的には小さな事案と思われる場合や、直接「いじめ」という表現が用いられていなくても、被害児童の心情に共感しながら、勘違い、とらえ違いではなく、明らかに「嫌な思い」「苦痛」を感じているかどうかで判断する。

【いじめ対策委員会組織】

- 委員長：校長
- 副委員長：副校長
- 委員：生徒指導主事（統括）、教務主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、当該学年長、当該学級担任

ア 児童本人やその保護者からの通報（直接の相談又は連絡帳等）を受けた場合（緊急的情報提供）

- ① 学年長と生徒指導主事に報告する。
- ② 生徒指導主事は、校長（副校長）に報告し、「校内いじめ対策委員会①」を開催する。

【検討内容】

- (1) いじめの事実を確認するための方法（聴き取り、アンケート等）を検討する。
- (2) 聴き取りの場合は、誰が、どの順番で、誰に、いつ聴き取りをするのかの決定を行う。
- (3) アンケートの場合は、どのような内容で、いつ行うのかの決定を行う。

- ③ 被害児童への聴き取りをする。
- ④ 加害児童からの聴き取りをする
- ⑤ 周囲の児童からの聴き取り（またはアンケート）をする。
 - 複数の教職員（話しやすい教師、1人は主に記録係）で、丁寧に聴き取る。
 - 安心して話せるように、人目に付きにくい場所や時間帯、座席配置に配慮する。

- 5 W 1 H を基本にして聴く。
- 威圧的な聴き取りとならないようにする。加害児童であっても、その主張に耳を傾ける
- 事実を吐露した場合は、「その時の気持ち」、そして「今の気持ち」も聴くようにする。
- 「こういうことでまとめていいかな」と確認する。
- ③～⑤までの聴き取りや連絡の状況を、生徒指導主事、学年長に報告する。
- ⑥ 生徒指導主事は、校長（副校長）に報告し、「校内いじめ対策委員会②」を開催する。

【検討内容】

- (1) ③～⑤の内容の確認をする。
※重要な違いがあった場合は、再度、被害児童、必要に応じて周囲の児童、そして加害児童に、その部分に限定しての聴き取りを行う。
 - (2) 被害児童が述べた行為について、いじめの認知を判断する。
 - (3) 被害児童に対して、どのような支援を、誰が行うかを決定する。その結果と内容を、被害者の保護者に伝えるようにする。
 - (4) 加害児童に対して、どのような指導を、誰が行うかを決定する。
 - (5) 加害児童やその保護者にも、丁寧に経過と理由を同じく説明するようにする。
- ⑦ 被害児童の保護者への連絡をする（担任）。
- 電話での連絡を基本とするが、深刻な状況と判断される場合は、複数での家庭訪問を実施する。（児童を自宅まで送り届ける配慮も検討する。）
 - 「被害者」から聴き取った内容を具体的に伝え、児童を守り支援していくことを約束し、今後の調査の方向性の概要を説明する。
- ⑧ 加害児童の保護者への連絡（担任）
- 電話での連絡を基本とするが、深刻な状況と判断される場合は、複数での家庭訪問を実施する。
 - 保護者によっては、激しい動揺や受け入れ難さを表出する場合も考えられることから、初めに、児童の学校生活でのよさやがんばりを伝え、「今後の児童のよりよい成長につなげるために、お伝えしたいことがある」という趣旨を説明する。
 - 加害児童から聴き取った内容を具体的に伝え、今後の対応の方向性の概要を説明する（被害児童や周囲の児童からの聴き取り内容の概要も伝える）。
 - ⑦⑧の状況を、校長、副校長、生徒指導主事、学年長に報告する。

イ いじめアンケート等の情報収集により情報を得た場合（定期的情報提供）

- A 即時対応が必要であると判断される場合
- アと同様の対応とする。
- B いじめとして認知するかどうか判断が必要な場合
- ① 学年長に報告する。
 - ② 被害児童に対して、記載内容の確認をする。
○ アンケート等に記載された内容について、被害児童にとっての事実とその際の心情を聴き取る。
○ 態様や心情面で、いじめに当たる可能性がある場合は、生徒指導主事に報告する。
 - ③ 生徒指導主事の助言を受けながら、被害児童、加害児童、学年・学級集団に対して指導・支援を行う。
※必要に応じて保護者への報告や指導・支援に対する協力を求める。
 - ④ ③の場合、生徒指導主事は、校長（副校長）に報告し、「校内いじめ対策委員会」を開催する。

【検討内容】

- (1) 被害児童（保護者）が記載した行為について、いじめの認知を判断する。
- (2) 被害児童に対して、どのような支援を、誰が行うかを決定する。その結果と内容を、必要に応じて、被害者の保護者に伝えるようにする。
- (3) 加害児童に対して、どのような指導を、誰が行うかを決定する。
- (4) 必要に応じて、加害児童の保護者にも、丁寧に経過と理由を同じく説明するようにする。

(3) いじめにかかわる措置とその継続

ア 被害児童に対して

- 被害児童が安心して学校生活を送れるような体制をとる。
- 被害児童に説明をし、不安や疑問はないかを聴き、対応策を考える。
- 児童の状況によっては、スクールカウンセラーの協力も得ながら、心身の安定を図る。

イ 加害児童に対して

- 加害児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
※いじめの内容に応じ、その全てが厳しい指導を要する場合とは限らない。
- 教職員全員の共通理解、関係機関や専門的な地域を有する者との連携のもとで取り組む。
- 教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

ウ いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせ、集団として問題を乗り越え、よりよい人間関係について考えさせることで、ともに成長していく意欲をもたせるように指導する。

エ 児童同士での謝罪と和解

- 被害児童の思いを尊重するとともに、加害児童の納得の上で、謝罪と和解を進める。
- 必要に応じて、保護者同士での謝罪と和解を行う。
- この支援と指導の期間は、いじめの解消について「少なくとも3か月」となっていることから、3か月間取組を続ける。
- いじめ解消の判断は、被害児童及びその保護者に対して面談等により確認する。

(4) 設置者(教育委員会)への報告

- いじめとして認知した場合、「いじめの状況(集計表)」で、その結果を報告する。
- 保護者への報告を行った場合は、「個票」もあわせて提出する。

(5) 関係機関との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、盛岡市教育委員会及び盛岡東警察署と連携して対処する。

(6) インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ア ネット上の書き込み等のインターネット等を通じて行われるいじめに関して、学校で把握することは難しいが、継続した情報モラル教育を行ったり、情報機器の利用状況調査を活用したりして、可能な限り未然防止に努める。
- イ インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、盛岡市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- ウ 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに盛岡東警察署に通報し、適切な援助を求める。
- エ インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、「盛岡市5か条のスマホルール」に基づきながら、ルール作りなど家庭の協力を得る。
- オ 保護者や地域の参加を含めた「情報モラル教室」を実施し、インターネットの危険性や望ましい活用等についての指導強化を図る。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
【いじめ防止対策推進法第28条①】

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 【いじめ防止対策推進法第28条②】

(2) 重大事態の報告

- ア 学校は重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（盛岡市教育委員会）に報告する。
- イ 児童からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

(3) 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合

- 設置者の指導・支援のもと、以下の通り対処する。
- ア 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ防止対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- イ 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- ウ 被害児童・保護者等に対して調査方針の説明を行う。
- エ 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- オ 調査結果を学校の設置者に報告する。
- カ いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。
- ※関係者の個人情報については配慮する。
- キ いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- ク 「いじめ防止対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

■学校の設置者（盛岡市教育委員会）が調査の主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

7 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え適正に自校の取組を評価する。

- いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
- いじめの早期発見にかかわる取組に関すること

8 いじめの未然防止・早期発見のための年間計画

1 学期		2 学期		3 学期	
期 日	活 動 内 容	期 日	活 動 内 容	期 日	活 動 内 容
4 月	校内研修会 ・いじめ防止基本方針についての共有 P T A 総会 ・いじめ防止基本方針についての説明 J R C 登録式 ・「気づき 考え 実行する」理念の理解	8 月	心とからだの健康観察	1 月	校内研修会 ・いじめ・不登校対策
5 月	なかよし昼食会 ・兄弟学級による交流を通しての思いやりの心の醸成 児童会総会 ・活動方針「思いやりのある学校をめざそう」の確認 学校運営協議会 ・いじめ防止基本方針についての説明 学校生活アンケート 教育相談	9 月	Q U 検査 いじめ防止標語づくり 情報モラル教室 学校運営協議会 ・事案の情報共有	2 月	四者懇談会 ・それぞれの立場からの意見交流 学校評価 学校生活アンケート 教育相談 P T A 評議員会 6 年生を送る会 ・卒業生への感謝の活動を通しての思いやりの心の醸成 学校運営協議会 ・事案の情報共有と次年度方針検討
7 月	学校評価 期末面談	11 月	いじめ調査アンケート 教育相談	3 月	次年度学校経営計画案 ・いじめ防止基本方針の見直し
		12 月	期末面談		